

壱岐市農業委員会定例会（令和元年10月）

議 事 録

1. 開催日時 令和元年10月25日（金） 午前10時
 2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
 3. 出席委員 …… 農業委員会会長 外 農業委員 16名
 4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員
 5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
 6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第53号 令和元年度農用地利用集積計画の承認について
(第4回)
議案第54号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の
決定について
議案第55号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画
(案)に関する意見について
 7. 報告事項 農地改良等届出書について
 8. その他
-

開 会 （ 午前 9 : 5 5 ）

事務局 皆さんお早うございます。先日行われました長崎県農業会議主催によります研修会に多数ご出席頂きましてありがとうございました。

定刻前ではありますけれど、本日出席されます委員さん方は全員お揃いでありましたので、只今から令和元年10月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番…委員さん、…番…委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員をお願いを致します。よろしくお願いいたします。よろしくお願ひ致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、4件共贈与、交換ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くこととなります。

32番 土地の所在

郷ノ浦町若松触 字平田 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 568㎡
の持ち分1/4の所有権の移転になります。

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が7,197㎡、畑が5,599㎡、計の12,796㎡です。

申請理由

譲渡人 後継者である譲受人に贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・野菜の作付けです。農機具はトラクター、稲刈り機、軽トラを所有されてあります。田植えは委託をされてあります。農作業暦は15年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

10月21日に・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、お早うございます。只今事務局から説明がありました通りです。親さんから子供さんへの譲渡であります。息子さんは、今、老健の方に勤めながら休みの日は、お母さんがビーバーを使ってまだ91歳ですけどやっておられますが、お母さんがバリバリやられるもので、自分もじっとされないもので、頑張っておられます。そういう状況ですので、別に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第52号32番は決定いたします。

続きまして、33番34番は関連がございますので一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、33番と34番は関連がありますから一括して説明させていただきます。

33番土地の所在

芦辺町中野郷西触 字筒井 ・・・・ 地目 田 面積 1,283㎡

譲渡人、・・・

譲受人、・・・

経営地は、田が7,239㎡、畑が3,927㎡、計の11,166㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人 双方の要望により交換する。

権利の設定内容は、交換です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稲・野菜の作付けです。農機具は管理機、トラクター、コンバイン、軽トラを所有してあります。田植え機は共同のものを利用してあります。農作業暦は本人が55年、子供さんが3年です。通作距離は500m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、34番 土地の所在

芦辺町国分本村触 字田端 地目 畑 面積1,655㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が4,568㎡、畑が1,119㎡、計の5,687㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人 双方の要望により交換する。ということです。

権利の設定内容は、交換です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に野菜の作付けです。農機具はトラクター、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人、夫共に40年です。通作距離は400m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

10月21日に・・委員さんと・・さん、・・さん立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 21日に事務局立ち会いの下、現地確認を行いました。・・さんの田んぼにつきましても・・さんの田と隣り合わせ、・・さんの畑につきましても・・さんの畑と隣り合わせですので交換が出来たものだと思っております。・・さん夫婦は神官もされておりますので、野菜を作付けるという事でございます。・・さんに関しては、水稻、そしてアスパラガスを中心に行っておられますので、別に何ら問題は無いと思っております。よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第52号33番と34番は決定いたします。

続きまして、35番の説明を求めます。

事務局 はい、35番 地目につきましては、現況地目のみを読み上げます。土地の所在

石田町筒城西触 字仲崎	地目 田	面積 807 m ²
同じく	地目 田	面積 1,555 m ²
同じく	地目 畑	面積 428 m ²
同じく	地目 田	面積 212 m ²
同じく	地目 畑	面積 1,168 m ²
同じく	地目 畑	面積 385 m ²
同じく	地目 畑	面積 169 m ²
石田町筒城西触 字城ノ越	地目 田	面積 725 m ²
石田町筒城仲触 字西宮ノ浜	地目 田	面積 326 m ²
同じく	地目 田	面積 514 m ²
同じく	地目 田	面積 1,318 m ²

田が7筆で5,457 m²、畑が4筆で2,150 m²、計11筆で7,607 m²

譲渡人、.....

譲受人、.....

経営地は、田が5,457 m²、畑が2,150 m²、計の7,607 m²です。

申請理由

譲渡人 高齢のため、後継者へ経営を移譲する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・野菜の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、バインダー、ハーベスター、軽トラを所有してあります。農作業暦は7年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

本来なら・・委員の案件であります。10月21日に・・委員さんと譲渡人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。今、事務局から説明がありました通り21日に現地を確認に行きました。これは親から子への贈与ですので、別段問題は無かろうかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第52号35番は決定いたします。

続きまして、議案第53号「令和元年度 農用地利用集積計画の承認について（第4回）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。議案第53号「令和元年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度4回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は27件、借手が22人、貸手が27人です。田が60筆で81,079㎡、畑が10筆で15,177㎡、合計が70筆で96,256㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、4頁～6頁に掲載しております。

よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明でございますけど、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第53号も決定いたします。

続きまして、議案第54号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第55号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第54号と議案第55号は関連がございますから、一括して説明させていただきます。7頁をお願いします。

議案第54号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

8頁～10頁の令和元年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度7頁をお願いします。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定の10年間の田が21筆で25,916㎡、使用貸借権設定の10年間の田が18筆で34,343㎡、畑が6筆で8,204㎡、使用貸借権設定の合計が24筆で42,547㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、11頁をお願い致します。議案第55号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。12頁～14頁の令和元年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度11頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第54号で説明致した通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第54号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事でありませう。何かございませうでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第54号と議案第55号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、報告事項 農地改良等届出書について 事務局の報告をお願い致します。

事務局

はい、15頁をお願い致します。

報告事項、農地改良等届出書について、農地改良等届出書が次のとおり提出されましたので報告いたします。

4番、土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字室 地目 畑 1, 670㎡

申請人

申請理由 畑地嵩上げを行い、土質の改善及び排水の改善を図る。ということとです。

工期は、令和元年10月20日～令和元年12月31日までです。

施工業者は、. 株式会社

位置図、写真は16頁～17頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、報告事項でございますので、よろしゅうございませうか。

【はいの声あり】

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。